メルマガ
NO. 113(通号204号)
平成29年8月号

くらしのフレッシュ便

（ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。）

相談ファイル

架空請求メール等にご注意ください！

≪相談内容≫

夫のスマートフォンに「有料動画の閲覧履歴がある。本日中に連絡がない場合は法的措置に移行する」という内容のショートメッセージ（SMS）が届いた。夫が記載されていた電話番号に電話をすると，「請求を取り下げるには５万円必要。コンビニで５万円分のギフトカードを購入して，番号を教えるように」と言われたらしい。相手は大手のインターネット会社を名乗っている。今後どのようにすればよいか。（５０歳代　女性）

≪アドバイス≫

架空請求の事例について説明し，同様の相談が多数寄せられていることを情報提供しました。その上で，身に覚えのない請求については，相手にせず無視するように助言をしました。また，今後，相手から電話がかかってきても取り合わず，しばらくの間は常時留守番電話に設定しておき不審な電話には出ないようにするなどの対応も助言しました。

◆架空請求等の対処のポイント

○身に覚えのない請求や心あたりがあっても不審な請求のときは相手に連絡をしない！

詐欺業者に電話をかけたり、メール等を返信したりすると自分の電話番号やメールアドレス等の情報を教えてしまうことになります。その後，更なるトラブルに巻き込まれる可能性もありますので，身に覚えのない請求等のときは相手に連絡しないようにしましょう。

○他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりしない！

業者からコンビニ等でプリペイドカードを購入するよう指示された場合は，詐欺の可能性が高くなります。カード番号を教えた後に騙し取られたことに気がついても，被害を回復することは困難です。業者に指示されても，購入したり，番号を教えたりしないようにしましょう。

★困ったり，不安を感じたりしたときは，最寄りの消費生活センター等に御相談下さい。

☞　消費者ホットライン　１８８　（いやや！泣き寝入り）※下部「生活情報ファイル」も御参照下さい。

生活情報ファイル

消費者ホットライン「１８８」をご活用下さい！

消費者庁が実施した消費者意識基本調査（平成28年11月調査）の結果が平成29年６月28日に公表されました。調査結果によると消費者ホットライン188の認知度は，「消費者ホットライン」という名前を知っていた人が17%，「188」という番号を知っていた人がわずか4.9%でした。周りに消費者トラブルで悩んだり，困ったりしている人がいたら「消費者ホットライン188」を教えてあげてください。

【消費者ホットラインにかけると？】

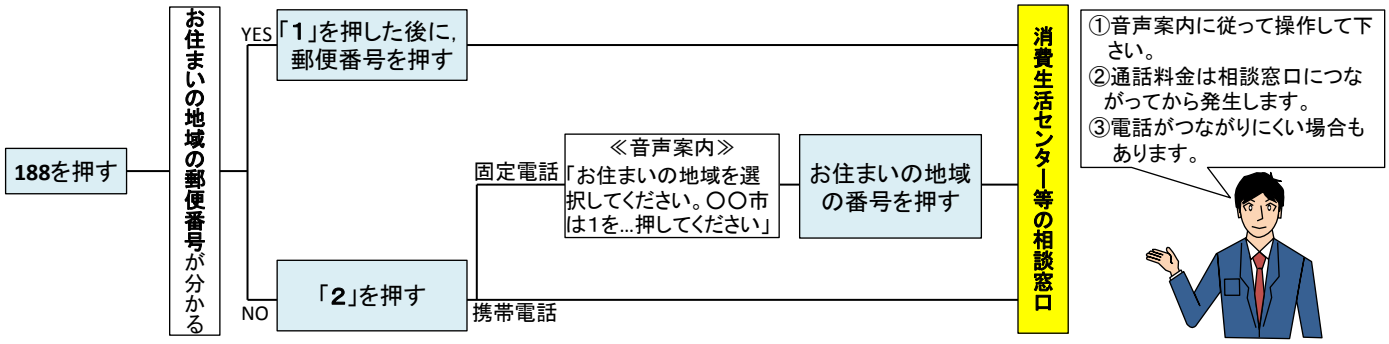

【なぞって覚えましょう！】

消　費　者　ホ　ッ　ト　ラ　イ　ン　１　８　８　（いやや！泣き寝入り）

試してみよう，消費者力！第５回（平成２９年度）

Q　クーリング・オフできるものを選びなさい。

1　訪問してきた自動車のディーラーに勧められて，新車を購入した。
2　ネットオークションで個人の出品者からカメラを落札した。
3　ネットショッピングでサプリメントを注文した。
4　電話で勧められて，化粧品セットを購入した。

【第13回消費者力検定（平成28年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

花火による事故にご注意ください！

夏の風物詩となっている花火ですが，毎年，７月・８月は花火によるやけどや火事などの事故が報告されています。花火は気軽に遊ぶことができますが，火や火薬を使った遊びのため，取扱い方法や遊び方を誤ると危険です。取扱説明書をよく読み，注意事項を守りましょう。

＜花火で遊ぶ際の注意点！＞

＜事前の準備等＞

①気象条件を考えましょう！
風の強い日は花火をするのは控えましょう。

②周囲に燃えやすいものがないか確認しましょう！
燃えやすいものがなく，広くて安全な場所を選びましょう。

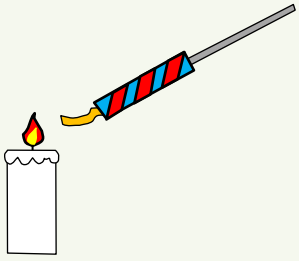

③水を入れたバケツを準備しておきましょう！
遊び終わった花火は必ず水につけましょう。

④子どもだけで遊ばせないようにしましょう！
花火の事故の被害者の多くは子どもです。必ず大人が付き添いましょう。

＜遊ぶ際の注意点＞

①浴衣の袖や裾が火に触れないように注意しましょう！
浴衣の多くは綿素材でできており，火がつくと一気に燃え広がる可能性があります。

②地面に置くタイプの花火はのぞきこまないようにしましょう！
地面に置くタイプ（打上げ花火等）は，点火後，途中で火が消えても，急に飛び出すことがあります。目に当って失明した事例もありますので，のぞきこむのは絶対にやめましょう。

③手持ち式の花火を束ねて火をつけるのはやめましょう！
手持ち式の花火を束ねて火をつけると，火薬が一度に燃えて大変危険です。絶対にやめましょう。

＜最後に…＞

花火で遊んだ後は，片付けをきちんと行うなどマナーにも配慮しましょう！

「試してみよう，消費者力！第5回」解答と解説⇒1は訪問販売で購入したものだが，自動車はクーリング・オフの対象外である。ネットオークションなどの個人間取引や，ネットショッピング（通信販売）はクーリングオフが適用されない。（正解 - 4）

発行元：広島県生活センター　(環境県民局　消費生活課)
〒730-8511　広島市中区基町10-52　県庁農林庁舎1階　℡ 082-513-2730
●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）
〒73X-XXXX　●●市（町）　●●市役所（町役場）〇階　℡ 08XX-XXXX-XXXX